

beyond2020プログラムの認証に関するガイドライン

平成 28 年 12 月 14 日
 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に
 向けた文化を通じた機運醸成策に関する
 関係府省庁等連絡・連携会議決定
 平成 30 年 12 月 21 日
 一部改正 (案)

1. 目的

2020 年は、文化プログラムを通じて日本の魅力を発信する絶好の機会である。この機会に、2020 年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出すことが求められており、こうしたレガシー創出に資する取組を、「beyond2020 プログラム」（以下「beyond2020」という。）として認証する。このガイドラインは、beyond2020 を認証する際に必要な事項を定め、beyond2020 を通じ、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人々が参画できる社会に向け、企業等の行動に変革を促す仕掛けとし、レガシー創出に寄与することを目的とする。

2. 認証組織

- (1) 別表に掲げる組織は、beyond2020の趣旨に賛同し、その推進に取り組もうとする場合、beyond2020の認証を行う組織（以下「認証組織」という。）となることができる。
- (2) 認証組織は、beyond2020の認証を行うに当たっては、あらかじめ本ガイドラインに基づき、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下、「内閣官房オリパラ事務局」という。）との協議を経て、「beyond2020 プログラムに関する認証要領」（以下、「認証要領」という。）を策定する必要がある。
- (3) 認証組織は、内閣官房オリパラ事務局が実施するbeyond2020の推進に係る調査（認証状況の随時報告、beyond2020の認証を受けた事業・活動（以下「認証事業」という。）の実施状況に係る定期報告等）に協力することが求められる。

3. 認証の要件

- (1) beyond2020を通じ、障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取

り除くなど、全ての人々が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、認証組織は、以下の必須要件を全て含む認証の要件を認証要領において設定する。

【必須の認証要件】

- ① 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。
なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。
 - ② 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。
ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組
イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組
- (2) 認証組織は、上記必須要件に加え、認証要領において要件を付加して作成することができる。

4. マークの使用

- (1) 認証事業は、beyond2020のロゴマーク（以下、「マーク」という。）を使用することができる。
- (2) マークの使用に関する一切の権利は、内閣官房に帰属する。
- (3) マークの使用料については、無料とする。
- (4) このガイドラインを基に策定された認証要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者並びに使用対象物等について認証組織が推奨を行うものではない。

5. マークの使用制限

認証組織は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、認証要領に定めるマークの使用を制限する事項に該当する場合は、マークの使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) beyond2020のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、上記1. に規定する目的の実現に特に資すると認証組織が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が認める場合はこの限りではない。
- (7) マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) マークの変形を行う場合又は立体物でその表現がマークの立体物と認められない場合
- (9) その他、認証組織が不適切と認める場合

6. 認証の対象となる事業・活動等の実施主体

以下に掲げる者は、認証組織に対して beyond2020 の認証の申請を行うことができる。

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 株式会社等その他法人格を有する団体
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる団体

7. 認証の対象とならない者

認証組織は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、beyond2020に認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者

- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、認証組織が不適切と認める者

8. 認証の手続き

認証の対象となる事業・活動等の実施主体がbeyond2020の認証を受けようとする場合、認証組織が定める認証要領に基づき、関係書類その他の方法により、認証組織に申請書その他の申請に必要な情報を提出しなければならない。

9. 遵守事項

認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 認証事業は、beyond2020の政策目的を損ない、又はbeyond2020の品位を貶めることのないよう十分に注意すること。
- ② マークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるデザイン使用ガイドラインを遵守すること。
- ③ 内閣官房又は認証組織が行うマークの使用状況等の調査その他の照会に応じること。
- ④ その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

10. 認証の取消し等

認証組織は、本ガイドライン及び認証要領に違反する場合は、認証を取り消すことができる。

11. その他

- (1) 本ガイドラインに定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、内閣官房オリパラ事務局と認証組織が協議するものとする。
- (2) 内閣官房オリパラ事務局は、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する取組を促すために、beyond2020のマークを活用した関連プログラムを実施することにつき、関係府省庁等と連携して、別に定めることができる。

附則

このガイドラインは、平成28年12月14日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成30年12月21日から施行する。

別表 認証組織となることができる組織

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議の構成員及びオブザーバーが属する組織
- (2) 都道府県及び政令市
- (3) 商工会議所